

第36号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例の制定について

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
を別紙のように定める。

平成25年3月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国家公務員の退職手当制度の改正を参考に、職員及び芦屋市立学校職員等の退職手
当の支給水準を引き下げするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「20年以上」、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）」、「この条例による改正後の」及び「(以下「改正後の条例」という。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、芦屋市職員の退職手当に関する条例第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号）附則第2項」とする。

附則第3項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「改正後の条例」を「芦屋市職員の退職手当に関する条例」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は芦屋市職員の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第4項中「改正後の条例」を「芦屋市職員の退職手当に関する条例」に改める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8
年芦屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「20年以上」、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))を除く。)],「この条例による改正後の」及び「(以下「改正後の条例」という。))」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第6条の6第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成8年芦屋市条例第40号)附則第2項」とする。

附則第3項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「改正後の条例」を「芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例」に改め、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。))」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第4項中「改正後の条例」を「芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例」に改める。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
第3条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第4項及び附則第5項中「44年」を「42年」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第4条 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年芦屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として退職手当条例第39号附則第2項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が」に改め、「附則第15条の規定による改正後の」及び「附則第18条の規定による改正後の」を削る。

附則第7条第1項中「退職手当の額が」を「額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧学校職員退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として学校職員退職手当条例第40号附則第2項の規定により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が」に改め、「附則第17条の規定による改正後の」及び「附則第18条の規定による改正後の」を削り、「新学校職員退職手当条例等退職手当額という。」を「新学校職員退職手当条例等退職手当額」という。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正す

る条例（以下この項において「退職手当条例第39号」という。）附則第2項（退職手当条例第39号附則第4項においてその例による場合を含む。）及び附則第3項の規定の適用については、退職手当条例第39号附則第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

（芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（以下この項において「学校職員退職手当条例第40号」という。）附則第2項（学校職員退職手当条例第40号附則第4項においてその例による場合を含む。）及び附則第3項の規定の適用については、学校職員退職手当条例第40号附則第2項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

（芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第4条の規定による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、同条例附則第2条第1項及び附則第7条第1項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、「104分の92」とする。

参 照

芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員の退職手当制度の改正を参考に、職員及び芦屋市立学校職員等の退職手当の支給水準を引き下げするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

(第1条及び第2条関係)

ア 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者の退職手当について、条例本則の規定により計算した額に乗じる率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、適用対象に自己の都合による退職者又は勤続20年未満の退職者を含めることとする。

イ 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で、自己の都合又は公務外による傷病により退職したものに対する退職手当の額は、条例本則の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。

ウ 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で、自己の都合又は公務外による傷病を除く理由により退職したものに対する退職手当について、勤続期間を35年として条例本則の規定により計算した額に乗じる率を100分の104から100分の87に引き下げる。

エ その他規定の整理

- (2) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正
(第3条関係)

当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で、自己の都合又は公務外による傷病により退職したものに対する退職手当の額は、勤続期間35年として条例第5条（整理退職等の場合の退職手当）の規定により得た額とする。

(3) 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第4条関係）

ア 平成19年4月1日の退職手当制度改正に伴う経過措置について、改正前の退職手当制度により計算した退職手当の額は、当該計算した退職手当の額に100分の87（勤続42年以下の自己都合退職及び勤続37年以上42年以下の公務外傷病退職を除く勤続20年以上の退職者については104分の87）を乗じて得た額とする。

※ 平成19年4月1日の退職手当制度改正に伴う経過措置（給与構造改革に伴う退職手当の現給保障）

平成19年4月1日以後に退職した者の退職手当の額は、次のいずれか多い方の額とする。

- ① 改正前の退職手当制度により計算した退職手当の額（平成19年3月31日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として計算）
- ② 改正後の退職手当制度により計算した退職手当の額（退職日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として計算）

イ その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日
- (2) 条例本則の規定により計算した退職手当の額に乘じる率について、次のとおり経過措置を設ける。（附則第2項から第4項まで関係）

ア 改正後の規定による退職手当

退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者の退職手当の額に乘じる率

期間	乗じる率
平成25年4月1日～平成26年3月31日（経過措置）	98/100
平成26年4月1日～平成27年3月31日（経過措置）	92/100
平成27年4月1日以降（改定後）	87/100

イ 平成19年度給与構造改革時の退職手当の現給保障額

平成19年4月1日の退職手当制度改正に伴う経過措置の適用を受ける者について、改正前の退職手当制度により計算した退職手当の額に乘じる率

期間	乗じる率
平成25年4月1日～平成26年3月31日（経過措置）	98/100 (98/104)
平成26年4月1日～平成27年3月31日（経過措置）	92/100 (92/104)
平成27年4月1日以降（改定後）	87/100 (87/104)

※ () 内の率は、勤続４２年以下の自己都合退職及び勤続３７年以上４２年以下の公務外傷病退職を除く勤続２０年以上の退職について適用する。